

平成 30 年度 沖縄県本庁舎広告マット取扱業者募集要項

沖縄県が行う本庁舎広告マット取扱業者（以下「取扱業者」という。）の募集に参加される方は、本募集要項及び沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領を十分承知のうえ、お申込みください。

1 広告を表示するマット

設置施設名	設置場所	サイズ	枚数
沖縄県本庁舎	正面玄関(風除室) 2か所	1.20m×1.80m	4枚 (2枚×2か所)
	東側エレベーター内 5基	1.81m×1.81m	5枚
	西側エレベーター内 5基	1.81m×1.81m	5枚

2 設置期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

※詳細は別紙「沖縄県本庁舎広告マット設置仕様書」を参照してください。

3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去5年間にマットの製作及び設置の実績があること。
- (3) 沖縄県の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国税・県税を滞納していないこと。

4 応募手続

(1) 応募方法

郵送又は持参による（電話、ファックス、メール等による応募の受付は行いません。）。

(2) 応募先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（5F）

沖縄県 総務部 管財課 庁舎管理班

(3) 応募期間等

平成30年8月22日（水）から平成30年9月5日（水）まで

※郵送の場合、平成30年9月5日（水）午後5時必着

※持参の場合、受付時間は午前9時00分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分
（土、日は受付を行いません。）

(4) 必要な書類（各1部）

次の書類により応募してください。

- ① 沖縄県本庁舎マット設置に係る広告料見積書（別紙2）
※封筒に封入してください。
- ② 誓約書（別紙3）
- ③ 納税証明書（直近1年度分）
- ④ 前記3の（2）に係るマットの製作及び設置実績（契約書等の写し）

5 参考

- (1) 本庁舎勤務者数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
約 2,900 人
- (2) 正面玄関（風除室）通行者及びエレベーター 1 F 乗降者数（平日 8:00～18:00）

正面玄関（風除室） 2 か所	約 450 人／日
東西エレベーター（各 5 基）	約 6,100 人／日

6 広告取扱業者の決定

- (1) 提出された申込書類の審査を行い、前記 3 応募資格要件に定める資格を全て満たしているものを選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうちから、県が定めた予定価格以上で最高の価格で応募を行った者を広告取扱業者とします。なお、最高価格の応募が 2 者以上ある場合は、くじにより選定します。
- (3) 広告取扱業者の決定は、概ね平成 30 年 9 月 14 日（金）を予定しています。

7 行政財産使用許可申請の手続

広告取扱業者に決定された方は、広告マットを設置する際に、別途定める期日までに次の書類を提出していただきます。

《行政財産使用許可申請書類》 ※提出部数は各 1 部

- ①行政財産使用許可申請書（県指定様式）
- ②その他参考となる書類

8 広告取扱業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告取扱業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに広告マット設置に関する契約及び行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 広告取扱業者が前記 3 に定める応募資格要件を失った場合

9 確認事項

- (1) 応募者は、本要項、沖縄県本庁舎等広告事務取扱要領、沖縄県本庁舎広告マット設置仕様書及び沖縄県本庁舎広告マット設置取扱契約書（案）等を熟読し、遵守してください。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。

10 その他

- (1) 広告主及び掲載する広告の募集は、広告取扱業者が行います。
- (2) 広告マット等の制作、交換及び洗浄等は広告取扱業者が行います。
- (3) 広告の掲載等については、沖縄県本庁舎広告事務取扱要領及び別添「沖縄県本庁舎広告マット設置仕様書」に従ってください。
- (4) 掲載しようとする広告は、その内容等について掲載前に「沖縄県本庁舎広告マット設置申込書」（別紙 1）を提出し、県の審査を受けなければ掲載することができません。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- (5) 広告デザイン、マットの作成に要する費用は、広告取扱業者が負担してください。
- (6) 広告マット等の設置にあたって、広告取扱業者は、県と広告マット設置に関する契約を締結す

る必要があります。(別添契約書(案)参照)

- (7) 広告マットの設置にあたって、広告取扱業者は、行政財産使用許可を受ける必要があります。
- (8) 広告取扱業者は、広告を掲載することができない場合においても、設置期間中は無地マットを設置しなければなりません。(無地マット設置の場合、使用料及び広告料の負担はありません。)

11 問合せ先

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(5F)

沖縄県 総務部 管財課 庁舎管理班 広告担当 (TEL: 098-866-2106)